

令和元年 第16回

江戸川区教育委員会定例会会議録

日 時：令和元年8月27日（火）午後1時

場 所：教育委員会室

| | | |
|----------|----|----|
| 教育長 | 千葉 | 孝 |
| 教育長職務代理者 | 古巻 | 勲 |
| 委員 | 上野 | 操 |
| 委員 | 蓮沼 | 千秋 |
| 委員 | 石井 | 正治 |

| | | | |
|-----|-------------|----|----|
| 事務局 | 教育推進課長事務取扱 | | |
| | 教育委員会事務局参事 | 柴田 | 靖弘 |
| | 学務課長 | 田島 | 勉 |
| | 指導室長兼教育研究所長 | 近津 | 勉 |
| | 学校施設担当課長 | 石塚 | 修 |
| | 統括指導主事 | 傳田 | 学 |

| | | | |
|----|-----------|----|----|
| 書記 | 教育委員会事務局 | | |
| | 教育推進課庶務係長 | 岡田 | 隆史 |
| | 同 主査 | 志村 | 一彦 |

| | |
|-------|--|
| 千葉教育長 | <p>開会時刻 午後1時</p> <p>ただいまから、令和元年第16回教育委員会定例会を開催します。</p> <p>本日は、傍聴の申し出が多数ありました。傍聴人規則に基づき、抽選により20名を選出いたしましたので、入室を許可してよろしいでしょうか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p> |
| 教育長 | <p>それでは、傍聴人の方の入室を許可します。</p> <p>〔傍聴人入室〕</p> |
| 教育長 | <p>日程第1、署名委員を決定します。古巻委員と蓮沼委員にお願いします。</p> <p>続いて、日程第2、議案の審議にまいります。</p> <p>はじめに、第33号議案、令和2年度から令和5年度使用小学校教科用図書の採択についてを議題とします。</p> <p>令和2年度から5年度まで江戸川区立小学校で使用する教科用図書、教科書の採択を行います。教育委員の皆さんには、教科用図書選定資料検討委員会が作成した選定資料、各小学校からの調査研究報告書、区民から寄せられた意見等を参考にしていただきながら、全ての教科用図書について時間をかけてじっくりとご検討をしていただいております。</p> <p>本日は、教育委員の皆さんが発行者ごとに比較・検討された結果を踏まえまして、審議をお願いいたします。</p> <p>それでは、最初に国語です。</p> <p>国語の教科用図書は、東京書籍、学校図書、教育出版、光村図書の4社です。学習指導要領では、言語活動を通して国語で正確に理解し、適切に表現する資質・能力を育成することが目標となっております。</p> <p>それでは、審議をお願いいたします。</p> |
| 古巻委員 | <p>私は、まず学習の進め方について着目をしたのですが、具体的には東京書籍ですね。児童が單元ごとに何ができるようになるか、どうすればできるかということ意識できるように、学習の手引が設定されています。</p> <p>教育出版は、学習時の單元が、話すことと聞くことと書くことと読むことなどの学びを示しているか、そして、どのように学習を進めていくのかがわかりやすい資料を掲載していることに着目をいたしました。</p> |

| | |
|---------|--|
| 教 育 長 | ありがとうございます。石井委員、お願いします。 |
| 石 井 委 員 | 私は、児童が見通しをもって学習に臨むことができるのはとても大切なことだと考えております。そこで、説明文に焦点を当てて考えてみました。どの教科書も内容を読み取り、そこから自分の考えを書く活動を重視していることがわかります。特に東京書籍は、文章を正確に読み取るためのヒントやスモールステップの発問が設定されておりまして、児童の読む力が着実に育まれると思われました。 |
| 古 卷 委 員 | 先ほどの話の続きなのですが、他の2社、学校図書、光村図書も随所に学び方のヒントを与えて、児童の学びを丁寧に支えているということが評価されると思います。 |
| 教 育 長 | 学習の進め方ですとか、また発問という視点において、ご意見をいただいたところであります。教科書に掲載している題材についてよろしいでしょうか。 |
| 上 野 委 員 | 教育出版、それから光村図書は、6年間を通して日本の文化や伝統について学ぶことができる題材があります。また、この2社については、詩を多く扱っていますね。言葉を通して人間同士の、人間と自然の関わりを学ぶことができるのではないかと考えております。 |
| 古 卷 委 員 | その点ですけれども、教育出版には「伝えられてきた作品」という単元があって、北海道のアイヌの人々の物語だとか、あるいは沖縄で伝えられてきた歌が掲載されています。民謡とか日本の文化など我が国の伝統について他社よりも深く学べるのではないかと思いました。 |
| 上 野 委 員 | 学校図書では、点字について児童に伝える教材がとても充実していると思います。様々な人と共生するこれからの児童にとって、とてもよい題材であると感じました。 |
| 蓮 沼 委 員 | 私は、国語において主体的、対話的で深い学びを実現させるために、どのような題材を扱っているかが特に重要だと考えています。教育出版に掲載されている伊能忠敬などは、歴史とともに先人の努力も学ぶことのできる |

| | |
|------|---|
| 上野委員 | <p>もすぐれた題材だと思います。</p> <p>どの教科書も、児童がじっくりと考え、国語で求められている資質・能力を高めていくことができる文章が掲載されていると思います。その中でも、特に教育出版と光村図書に掲載されている物語文や説明的な文章は、その背景に世界観や人間観が感じられ、とても優れているものが多いと思いました。</p> |
| 石井委員 | <p>自分の考えを表現していくという観点におきましても、教育出版がポスターやリーフレットをつくる活動等の具体的な実践を多く紹介しているように思います。</p> |
| 教育長 | <p>それでは、これまでの皆様のご意見をいただいて、児童が学習を進めていく上でのわかりやすさ、取り上げている題材などの視点から総合して考えますと、教育出版がふさわしいと思いますが、いかがでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p> |
| 教育長 | <p>それでは、国語の教科用図書につきましては、教育出版といたします。続きまして、書写です。</p> <p>書写の教科用図書は、東京書籍、学校図書、教育出版、光村図書、日本文教出版の5社です。</p> <p>それでは、審議をお願いいたします。</p> |
| 石井委員 | <p>書写の学習、特に毛筆の学習を行う際には、筆の運び方がわかりやすく示されていることが大切だと考えます。その点では、東京書籍、教育出版、光村図書、日本文教出版は、お手本の隣に朱書きで筆の運び方が示されてまして、児童だけでなく指導する教員にもわかりやすいと思います。</p> |
| 古巻委員 | <p>私もその点は感じました。特に教育出版と光村図書の2社ですが、比較的、朱書きが他社に比べて見やすく、筆の運び方もわかりやすいと思います。</p> |
| 蓮沼委員 | <p>児童が教科書のお手本を見ながら整った文字を書くためには、どのように筆を扱い、字形を整えていくのかをじっくりと考えることが大切だと思います。そのためにも、説明がわかりやすいのが良いと感じています。</p> |

| | |
|---------|--|
| 教 育 長 | ありがとうございます。それでは、筆の運び方を学ぶという点では、各教科書とも低学年にて水書を扱っているという報告がありますが、この点はいかがでしょうか。 |
| 蓮 沼 委 員 | 低学年から毛筆の筆の運び方を学ぶことができる水書指導は、3年生から上の学年に進むにつれて、毛筆に向けての意欲をととも高めることができると考えています。また、文字を書くことの基本を改めて確認するという点でも有効だと思います。 |
| 古 卷 委 員 | 教育出版と日本文教出版の水書用紙はB5判で、他の3社のものよりも大きくて、児童にとって使いやすいと思います。毛筆での筆の運び方や力の入れ具合を学ぶことで、硬筆においても整った文字を書くことができるようになるのではないかなと思いました。 |
| 教 育 長 | <p>そうですか。わかりました。</p> <p>ところで、教科書に掲載されているお手本の大きさには差があるということですが、それについてはいかがでしょうか。</p> |
| 上 野 委 員 | 学校図書の毛筆の手本は、半紙の大きさと同じになるように、つまり、書く文字が実物大で、見開きページで示されていますよね。そのことについてはいかがでしょうか。 |
| 石 井 委 員 | 私は、見てそのままを書くということも書写の活動としては大切だと思いますが、それ以上に、整った文字の形をしっかりイメージして書くことで、筆の運び方を身に付けて自分の文字に生かしていくことが大切だと思います。ですので、手本の大きさを実物大にすることについては、よく考える必要があるのではないかと思います。 |
| 上 野 委 員 | ふだんの学習や生活に役立てるためにも、整った文字と均衡のとれた文章のイメージをもつことは重要だと思います。 |
| 教 育 長 | それでは、皆様のご意見を伺い、筆の運び方がわかりやすく示されていること、そして、手本の大きさが適切であること等の視点から総合して考えますと、教育出版がふさわしいということで、いかがでしょうか。 |

| | |
|---------|--|
| | 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕 |
| 教 育 長 | <p>それでは、書写の教科用図書については、教育出版といたします。 次に社会です。</p> <p>社会の教科用図書は、東京書籍、教育出版、日本文教出版の3社です。学習指導要領では、グローバル化する国際社会に主体的に生きる平和で民主的な国家及び社会の形成者に必要な公民としての資質・能力を育成することを目標としております。</p> <p>それでは、審議をお願いいたします。</p> |
| 石 井 委 員 | <p>社会は、社会的な事象や歴史上の出来事などから人々の暮らしを自分のこととして捉え、よりよい社会を築いていくということについて考えを深めていく教科だと考えております。これからの社会を担う児童が、現在だけでなく過去も含め、人間が様々な課題に直面しながらも、どう生きてきたかを学習を通して実感できることが大切だと思います。そのように考えますと、学習内容や学習の流れが重要な要素になると思います。</p> |
| 上 野 委 員 | <p>例えば、東京書籍の5年生では、巻頭で写真やキャラクターを使い、農業、工業、情報化社会という分野について1年を通して具体的に学ぶことの見通しがもちやすくできているのではないかなと思いました。</p> |
| 蓮 沼 委 員 | <p>米づくりの学習では、教育出版は、新潟県の魚沼市、その他、神奈川県を比較的多く扱っています。東京書籍は、江戸川区の友好都市でもある山形県の鶴岡市を扱っています。鶴岡市の稲を活用して実際に学習している江戸川区内の小学校もたくさんあるので、本区の小学生にとっては、より身近な教材として学習できるのかもしれないと思います。</p> |
| 古 卷 委 員 | <p>日本文教出版ですけれども、中学校の公民的分野へのつながりが意識された構成になっています。同じように、東京書籍でも6年生の最後のページに中学校で学ぶ内容の記載があって、両社とも中学校へのつながりをイメージしやすい印象を持ちました。この点でも、この両社、見やすくいいかなと感じました。</p> |
| 蓮 沼 委 員 | <p>社会を教える教員の立場で考えると、歴史が別冊になっている東京書籍は使いやすいなと思います。また、6年生の歴史編のように、写真とかイラスト</p> |

| | |
|------|--|
| | トを多く入れてまとめられているので、とても児童が興味を持てる、そのような内容になっていると考えています。 |
| 石井委員 | 歴史の学習では、第二次世界大戦と比較いたしますと、東京書籍、教育出版は太平洋戦争の敗戦近くからとなっておりますが、日本文教出版は第一次世界大戦から始まっております。大きな歴史の流れをどのように捉えていくかという視点でも、各社特徴が見られるように思います。 |
| 古巻委員 | それに関してですけれども、歴史の変遷を捉えるという視点では、小学校の段階では歴史的な事象の区切りというよりは、時代の大きな転換による区切りの方がいいのではないかなと私は思います。 |
| 上野委員 | 時代の区切りの捉えやすさという視点では、東京書籍の内容構成が児童にとってわかりやすい構成になっているのではないかと思います。 |
| 教育長 | 学習内容や学習の流れという点で、ただいま、東京書籍に対する評価がありましたけれども、その他、ご意見等ありますでしょうか。 |
| 蓮沼委員 | 私も東京書籍の学習の流れが、一番スムーズだと思います。中学校への接続という点におきましても、6年生、政治・国際編というように、6年生の内容をしっかり振り返ることもできて、中学校への学びの見通しがもちやすい構成になっていてとてもよいのではないかなと思います。 |
| 教育長 | それでは、これまでのご意見を伺いまして、児童にとって学びやすく学習の流れもよいという視点から総合して考えますと、本区の教科用図書としては、東京書籍がふさわしいということによろしいでしょうか。 |
| | 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕 |
| 教育長 | それでは、社会の教科用図書については、東京書籍といたします。 次に地図です。 地図の教科用図書は、東京書籍、帝国書院の2社です。 それでは、審議をお願いいたします。 |
| 古巻委員 | これは私の経験でもありますけれども、大人になったときに地図から情報 |

| | |
|---------|--|
| | <p>を得る力というのは非常に重要なことだと思います。東京書籍、そして帝国書院ともに、地図の仕組み、あるいは読み取り方について、大変丁寧にまとめられていて、よろしいのではないかなと思います。</p> |
| 蓮 沼 委 員 | <p>そうですね。特に帝国書院は、複数ページにわたってイラストやキャラクターによる解説がわかりやすく、児童の学びを適切にサポートしてくれているのではないかなと思います。</p> |
| 古 卷 委 員 | <p>そうなんです。帝国書院は、キャラクターを吹き出し等も含めまして、行が変わる際の字配りも大変配慮されて、地図に関する説明が読みやすいという点でいいと思いました。</p> |
| 上 野 委 員 | <p>帝国書院は、児童がより視覚的に学びやすいように配慮されていると思います。文字が見やすいので、ページを開いたときに各県の位置や地名が探しやすいですね。</p> |
| 教 育 長 | <p>私も帝国書院の方が見やすいという印象を受けました。文字の配列もそうですけれども、線路とか幹線道路も明確に表示されていると思います。さらには、これは江戸川区の教科書でありますから、やはり、首都東京をあらわすページに江戸川区が入っているという、この点は大変重要なことだというふうに思います。地図の見やすさという点以外では、皆さんいかがでしょうか。</p> |
| 古 卷 委 員 | <p>統計資料のページですけれども、東京書籍は、日本の統計が見開き全体で表示されていて、文字も大きくて見やすくなっている。一方、帝国書院は、グラフの入っている点がよかったなと思いました。</p> |
| 石 井 委 員 | <p>地図は平面で表されるために、それぞれの都市や国が世界の中でどこに位置しているかを理解させたいところでもあります。また、国の範囲を正しく理解させることも大切です。その点におきまして、帝国書院はわかりやすく表されていると思います。</p> |
| 蓮 沼 委 員 | <p>帝国書院の各ページにある「地図マスターへの道」という項目には、レベルの1から3まで、そのページで取り組める問題が複数あって、児童の主体的な学習活動を促す配慮がされているのではないかなと思います。</p> |

| | |
|------|---|
| 上野委員 | <p>私は、児童にもっと地図に親んでもらいたいと思っていますね。学校の授業で使うだけではなく、家庭でいろいろ何か考えたときに、すぐ地図を開くという、そういう親しみをもってもらいたいなど。進んで地図を開き、主体的に学ぼうとする姿勢を育むために、私は帝国書院がふさわしいと思います。</p> |
| 石井委員 | <p>デジタル化された現代におきましても、やはり、地図をしっかりと読める、そういう児童になってほしいと思います。</p> |
| 教育長 | <p>それでは、皆様のご意見を伺いますと、地図の仕組みや使い方がわかりやすい点、地図の見やすさや地名がはっきりしている点、主体的な学びが期待できる点などから総合的に考えまして、帝国書院がふさわしいということで、いかがでしょうか。</p> |
| | <p style="text-align: center;">〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p> |
| 教育長 | <p>それでは、地図の教科用図書については、帝国書院といたします。 次に、算数です。 算数の教科用図書は、東京書籍、大日本図書、学校図書、教育出版、啓林館、日本文教出版の6社です。学習指導要領では、数学的活動を通して数学的に考える資質・能力を育成することを目標としています。 それでは、審議をお願いいたします。</p> |
| 蓮沼委員 | <p>算数は6社あるわけですが、どの教科書も数学的活動について、とても丁寧に取り扱っているというふうに思っています。啓林館、日本文教出版は、生活や文化と算数との結び付き、また、学んだことを生活に生かす視点を掲載していると思います。</p> |
| 古巻委員 | <p>今の2社以外では、大日本図書、それから学校図書、教育出版も、生活に関連した問題とか和算、パズルなどと、算数のおもしろさを味わえる問題を多く取り扱っています。それから、東京書籍は6年生で世界の筆算とか中学校の数学の内容を体験できるようにつくりになっていまして、児童の興味・関心をより高めるものになっていると思いました。</p> |

| | |
|---------|---|
| 教 育 長 | 算数の基礎・基本を身に付けさせるといった視点から考えると、いかがでしょうか。 |
| 上 野 委 員 | 算数が得意な児童だけでなく苦手な児童にとっても、楽しく学べる工夫や力を伸ばすための工夫が必要だと思います。大日本図書や学校図書は、復習問題を多く扱っていますね。それから、東京書籍は、習熟度に応じた問題が載っています。教育出版は、家庭学習のページを扱っているという、それぞれ特徴があると思います。 |
| 古 卷 委 員 | 家庭学習のページでいいますと、啓林館も充実しています。「算数資料集」や「学びのサポート」は家庭学習を支えてくれると思います。 |
| 石 井 委 員 | 繰り返し問題を解いて定着を図ることは大切ですが、児童が達成感を味わえるような問題の量や質であることを考えることも大切だと思います。量が多過ぎましても、消化不良で終わってしまうことがあります。そうした点を考えますと、東京書籍や教育出版が適度な内容と量だと思われます。 |
| 教 育 長 | 私も、どの教科書も基礎・基本の定着に向けた工夫がなされているというふうに思います。それでは、児童の学びやすさという視点ではいかがでしょうか。 |
| 石 井 委 員 | 算数の学びにおきましては、問題解決に向けた様々なアプローチを考え、多面的に物事を見る力を養うことが大切であると考えます。学校図書、日本文教出版は、他の児童の考えから自分の考えを広げていく活動についてわかりやすく記載していると思います。 |
| 蓮 沼 委 員 | 私は、特に大日本図書、東京書籍は協働的な活動や他の児童と考えを検討する場面を具体的に示してあり、児童が主体的に学べるようになっているところがとてもよいと思っています。 |
| 上 野 委 員 | 数学的な考え方を高めていくために、東京書籍は、2年生以上で数学的な見方、考え方とはどのようなものかを繰り返し提示していると思います。1年生においても、よりよく考える視点と発展的な視点を掲載しているところがよいのではないかと思います。 |

| | |
|---------|---|
| 古 卷 委 員 | <p>大日本図書ですが、問題解決の過程や結果を図や表、グラフ等で表現したり、統計的に解決したりする学習を大変丁寧に扱っていると思います。また、東京書籍も他教科との関連を強く意識した単元構成になっている点がいいのではないかなと思います。</p> |
| 蓮 沼 委 員 | <p>問題解決の際のツールとして、ノート指導は欠かせないと思います。東京書籍、教育出版、啓林館は、考え方の道筋を記録として残し、それを学習に活用できるよう、ノートの記入例を載せています。中でも、東京書籍は1年生のスタートをとっても大切にしています。教科書にノートの役割ももたせてA4判に拡大することで、文字を大きく丁寧に書いたり、実際にものを正しく数えたりできるような工夫もされています。</p> |
| 教 育 長 | <p>それでは、皆さんの意見から、児童にとって適切な問題量、数学的な考え方に関する指導、学びやすさなどの点を総合して考えますと、東京書籍がふさわしいということで、いかがでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p> |
| 教 育 長 | <p>それでは、算数の教科用図書については、東京書籍といたします。 次に理科です。</p> <p>理科の教科用図書は、東京書籍、大日本図書、学校図書、教育出版、啓林館の5社です。学習指導要領では、自然に親しみ、見通しをもって観察・実験を行うことなどを通して自然の事物・現象についての問題を科学的に解決するために必要な資質・能力を育成することを目標としています。</p> <p>それでは、審議をお願いいたします。</p> |
| 蓮 沼 委 員 | <p>学習指導要領のねらいから考えますと、5社、どの教科書にも問題把握、結果の予想、観察・実験、結果、考察の学習過程が明示されていて、児童の主体的・対話的で深い学びを実現することができるような内容になっていると思います。</p> |
| 上 野 委 員 | <p>大日本図書、学校図書、教育出版は、発展的な学習のための詳しい資料や実験方法が多く掲載され、児童の課題追究の助けとなっているのが特長であると思います。</p> |

| | |
|------|---|
| 石井委員 | 私は、課題追究の中でも、観察・実験のプロセスが大切だと考えております。啓林館は、特に観察や実験のプロセスが丁寧に説明されておりまして、また、児童がノートをまとめる際に参考となる資料も載っております。さらに、話合いの視点や内容が与えられております点も児童の学びを手助けしてくれるものになっております。 |
| 蓮沼委員 | 私は、特に安全面について確認いたしました。実験するときには安全面にも当然、注意を払う必要があると思います。特に、いろいろ見させていただきましたが、学校図書、教育出版の安全についての記載が丁寧だったなど考えています。 |
| 古巻委員 | 児童の主体的な学習を促すという観点から見ますと、東京書籍、啓林館というのは、図や写真が大変豊富で、人体や天体の模型を組み立てるような工夫も見られて、児童の知的好奇心を高めることができると考えます。 |
| 教育長 | 学習指導要領では、観察や実験を積極的に取り入れ、児童が対話や討論などの活動の中で主体的に学びを深めていくことが求められています。そのような観点で見ると、いかがでしょうか。 |
| 石井委員 | 啓林館、教育出版は、科学的な見方・考え方を働かせて、児童の対話的な学びを通して課題解決をする力を養うという面で、学習活動がよく整えられております。また、観察や実験を行う中で、自分が今どの学習をしているのか立ち戻って確認することができる点でもよいと考えております。 |
| 蓮沼委員 | 現在、本区では大日本図書が使われているわけですがけれども、大日本図書も児童が体験できる科学的事象を多く掲載しているという点で、特に若い教員には参考になるのではないかなと考えます。 |
| 上野委員 | 確かにそうですね。それに加えて教育出版、啓林館も現代に活躍する科学者の言葉が掲載されていて、児童の学習に対する意欲をより高めてくれそうです。 |
| 古巻委員 | 啓林館ですがけれども、学習の過程が明示されておりまして、また、ノートの書き方の例も掲載されて、児童にも教員にも使いやすいのではないかなという気がいたしました。 |

| | |
|---------|---|
| 教 育 長 | <p>皆様のご意見を伺いますと、観察・実験など、児童の体験的な学習の重視、対話を中心とした学習活動の充実、児童にとって学びやすく、教員にとって使いやすいという点から総合して考えますと、啓林館がふさわしいということで、いかがでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p> |
| 教 育 長 | <p>それでは、理科の教科用図書については、啓林館といたします。 続きまして、生活科です。 生活科の教科用図書は、東京書籍、大日本図書、学校図書、教育出版、光村図書、啓林館、日本文教出版の7社です。 学習指導要領では、具体的な活動や体験を通して身近な生活に関わる見方・考え方を生かし、自立し生活を豊かにしていくための資質・能力を育成することを目標としております。 それでは、審議をお願いいたします。</p> |
| 蓮 沼 委 員 | <p>生活科では、幼児教育とのつながりや各教科等における学習との関係性、また、中学年以降の学習とのつながりが重視されています。どの教科書もこの3点を意識した内容になっていると思います。</p> |
| 古 卷 委 員 | <p>私もそう思います。具体的に言いますと、東京書籍は、幼稚園教育要領などに示されている幼児期の終わりまでに育てほしい姿を保護者や指導する教員にも伝わるように記載しています。また、光村図書は、他教科との関連を写真などで大変わかりやすく提示しています。</p> |
| 石 井 委 員 | <p>啓林館は、次の単元へのつながりや学習したことの活用を意識した視点を掲載しております。中学年以降とのつながりという点では、教育出版は、発展コラムを載せて、学習の見通しをもたせております。</p> |
| 上 野 委 員 | <p>児童の興味を引く工夫といった視点で見ると、大日本図書は、表紙の手ざわりに特徴を持たせ、教科書用図書を自然と手に取りたくなるように工夫していると思いました。日本文教出版は、点字について、実際に触れて体験できるようになっているという点が印象に残りました。</p> |

| | |
|---------|---|
| 古 卷 委 員 | <p>今のご発言、大事だと思います。私は、児童の興味を引く工夫というのは大切だと思っております。例えば、光村図書は、手書き風の書体やイラストでなじみやすくなっている。また、シールを活用して、児童が進んで振り返りができるように工夫されていると思います。そして、学校図書は、装飾や説明をシンプルにしまして、情報を精選して、見やすくしているという点が評価されるのではないかと思います。</p> |
| 教 育 長 | <p>どの教科書も内容のつくりの特徴が見られると思います。生活科では、児童自身が自ら気付き、その気付きの質を高めていくことが求められますけれども、この点ではいかがでしょうか。</p> |
| 石 井 委 員 | <p>児童自身に気付かせ、気付きの質を高める工夫といたしましては、光村図書は、考えさせるコーナーを設けたり、導入時に見通しをもたせたりしております。啓林館は、試行錯誤する児童の姿を例示することで、考え方の道筋を示しております。また、東京書籍は、写真を並べて提示し、植物の生長や季節の変化の様子などを比較・検討できるような工夫をしております。</p> |
| 上 野 委 員 | <p>私も写真の見やすさに注目しました。東京書籍はA4判に改訂したことで、写真や文字が大きく見やすくなっています。巻末の図鑑も本物と同じ大きさで掲載されています。見比べやすく、より質の高い気付きを生む工夫だと考えられます。啓林館は、写真が多く、生物の特徴や季節を捉えやすいようにしています。3年生以上の理科の学習につながると思います。</p> |
| 蓮 沼 委 員 | <p>身近な生活と自分との関わりについて捉えさせるためには、地域に関わる内容の充実も注目すべき点です。東京書籍は、江戸川区の小松菜農家の写真や同じ江戸川区の和菓子店の写真なども掲載しています。身近な話題なので、地元への愛着も湧くのではないかなと考えます。</p> |
| 上 野 委 員 | <p>私もそう思います。親近感を持ち、学習意欲が高まると思います。地域を大切に思う心や積極的に関わろうとする態度も育まれるのではないかなと思いました。</p> |
| 教 育 長 | <p>学習のつながり、主体的な学び、地域性などの観点から総合して考えますと、東京書籍がふさわしいということで、いかがでしょうか。</p> |

| | |
|---------|--|
| | 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕 |
| 教 育 長 | <p>それでは、生活科の教科用図書については、東京書籍といたします。 次に音楽です。 音楽の教科用図書は、教育出版、教育芸術社の2社です。 それでは、審議をお願いいたします。</p> |
| 古 卷 委 員 | <p>教育出版は、ページに透明シートを挟んでいるところがあり、説明がわかりやすくなる工夫をしています。例えば3年生の教科書ですけども、音楽の記号や用語について学びますが、透明シートを重ねますと、音符や休符、五線、小節などについて、ふっと浮かび上がってきまして、詳しく知ることができ、大変おもしろいなと思いました。</p> |
| 蓮 沼 委 員 | <p>そうですね。5年生では、オーケストラの写真に透明シートを重ねると、実際に演奏者の配置や楽器名について知ることができます。これも児童の学びを高める工夫ではないかなと思います。</p> |
| 古 卷 委 員 | <p>それから、鍵盤ハーモニカを学習するページですが、教育出版も教育芸術社も大きな鍵盤の写真を載せまして、ドレミの音階や指づかいを説明する工夫がされています。1年生の同じ学習内容のページを見比べますと、私は教育出版の方が見やすくてわかりやすくていいと思いますが、いかがでしょうか。</p> |
| 蓮 沼 委 員 | <p>私も同じように思います。教育出版は、2年生でも同じようなページ構成で鍵盤ハーモニカを学習することができます。小学校は、専科だけではなくて担任が音楽を教えることもあるので、教育出版は教員にとって指導しやすい構成になっていてよいのではないかなと思います。</p> |
| 教 育 長 | <p>2社共通で取り上げている教材などにつきましても、ご意見をいただきたいと思います。</p> <p>私は、国歌「君が代」ですけれども、これは全学年で指導することになっておりますので、両社を見比べてみました。教育出版は、歌の意味について全学年同じ説明がなされておりました。一方、教育芸術社は、低学年、中学年、高学年ごとに児童の発達段階に応じて、国歌を歌う場面や、また歌の意味の説明について異なった記載がされておりました、丁寧なつくりになって</p> |

| | |
|------|---|
| 石井委員 | <p>いると思いました。他にも、共通の歌唱教材がありますけれども、それについてどのようにお考えでしょうか。</p> <p>歌は情景を思い浮かべながら歌うということが大切だと思っております。そうした意味合いで、両社の風景の写真を見比べてみました。6年生の「おぼろ月夜」、これはどちらも美しい写真が掲載されております。特に教育出版は大きな見開きページになっておりまして、歌の世界に引き込まれる、そんな感じがいたします。</p> |
| 古巻委員 | <p>私も音楽はイメージが大切だと思っています。写真をもとにイメージを膨らませていく。その曲を好きになれたらいいのではないかなと思いました。</p> |
| 上野委員 | <p>写真といえば、両社とも表紙裏のページに音楽家などの大きな写真や絵を載せて紹介していますね。教育出版は4年生から、教育芸術社は5年生からの掲載です。児童は彼らからのメッセージを受け取り、感動し、音楽への興味・関心を高めていくのではないかと考えます。</p> |
| 教育長 | <p>皆様のご意見を伺いますと、紙面が工夫され写真などの資料が豊富であること、児童にとってわかりやすく学べ音楽に親しめる視点から総合して考えますと、教育出版がふさわしいということで、いかがでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p> |
| 教育長 | <p>それでは、音楽の教科用図書につきましては、教育出版といたします。次に図画工作です。図画工作の教科用図書は、開隆堂、日本文教出版の2社です。それでは、審議をお願いいたします。</p> |
| 上野委員 | <p>どちらの教科書も題材ごとにねらいがわかりやすく示されています。また、図画工作では、児童が題材のねらいを知り、おもしろみを感じる中で、創造的に発想することが大切になっています。開隆堂も日本文教出版も児童作品を中心に多彩な参考作品を掲載し、児童の豊かな創造性を支えていると思います。</p> |
| 古巻委員 | <p>表紙も工夫されていますね。開隆堂は、各学年のねらいといたしますか、テ</p> |

| | |
|------|---|
| | <p>一マ設定を全面に出しているところが工夫されている。また日本文教出版は、裏表紙に「形や色を楽しもう」というゲーム要素のあるコーナーで図画工作についての興味を引き出している。この点がよかったのかなと思います。</p> |
| 上野委員 | <p>開隆堂は、江戸川区の「江戸扇子」が紹介されていますね。巻末の「みんなのギャラリー」では、日本各地の伝統工芸品が多く取り上げられています。日本の誇れる伝統工芸として、江戸扇子が取り上げられているということは、児童により江戸川区のすばらしさを感じ取ってもらえるのではないかなと思いました。</p> |
| 蓮沼委員 | <p>そうですね。日本文教出版も生活や社会と同じ巻末にある「つながり・広がり」が充実していると思いますが、私も開隆堂で、やはり本区の伝統工芸が取り上げられていることは、本区の児童にとって教科書に掲載されている作品を大変身近に感じるきっかけになるのではないかなと考えます。</p> |
| 教育長 | <p>どちらの教科用図書も創造的に発想し、意欲的に取り組める工夫が凝らされているように思います。その他の視点では、どのようにお考えでしょうか。</p> |
| 石井委員 | <p>私は、学習の見通しという点に着目いたしました。教科書に載っている作品がどんな手順や道具によって製作されたのかを学習の最初に知ることは、大事なことと考えます。例えば、立体作品であれば、粘土や針金、ペットボトルや段ボールといった材料が変化して完成に至るまでのプロセスが示されているということは、図画工作にとって重要だと考えます。</p> |
| 蓮沼委員 | <p>自分の作品が実際、どのようなプロセスをたどると自分の思いに近づけることができるかと、そういったイメージを持てるようにすることが大切なのではないかなと思います。</p> |
| 石井委員 | <p>加えまして、材料と道具についての表記にも注目いたしました。開隆堂は、材料と道具がページの最初にわかりやすく示されておりまして、これから使う道具についても見通しを持つことができます。製作プロセスも丸囲みで示されていてわかりやすいと思いました。</p> |
| 上野委員 | <p>確かに開隆堂は、製作過程の説明が丁寧ですよ。巻末の資料も充実していると思います。道具の安全についても、イラスト入りでわかりやすく示さ</p> |

| | |
|----------------|--|
| <p>教 育 長</p> | <p>れていると思います。</p> <p>皆様のご意見を伺い、創造的な発想を引き出すための工夫、材料と道具、製作のプロセスのわかりやすさなどの視点から総合して考えますと、開隆堂がふさわしいということで、いかがでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p> |
| <p>教 育 長</p> | <p>それでは、図画工作の教科用図書につきましては、開隆堂といたします。次は家庭科です。</p> <p>家庭科の教科用図書は、東京書籍、開隆堂の2社です。</p> <p>それでは、審議をお願いいたします。</p> |
| <p>蓮 沼 委 員</p> | <p>家庭科では、児童が日常生活を振り返りながら自身の生活をよりよくしていく工夫を考えていくことがとても大切だと考えます。</p> |
| <p>古 卷 委 員</p> | <p>そのとおりですね。家庭科の学習というのは、児童が将来、自分一人で生活する、自立するという力を育む上では大変に重要だと思っております。</p> |
| <p>石 井 委 員</p> | <p>東京書籍は、写真も大きく、例えば、にんじんを包丁で切る様子がよくわかります。家庭科は技能を身に付ける教科でもありますから、こうした写真は児童にとって非常に参考になると考えます。</p> |
| <p>古 卷 委 員</p> | <p>その点は、開隆堂も学校や家庭で実際に児童が目にするような写真を多く掲載しております。日常生活に関連づけて児童が考えられるような工夫を凝らしていると思います。</p> |
| <p>上 野 委 員</p> | <p>東京書籍は、A4判の大きな紙面で、児童も読みやすいと考えます。写真も大きいので、教員にとっても教えやすいのではないのでしょうか。</p> |
| <p>教 育 長</p> | <p>学習指導要領では、主体的・対話的で深い学びを重視していますが、開隆堂は、「なぜこのことを学ぶのだろうか」といった問題意識を児童に持たせるような問いかけをし、学習を始めているところに特徴があるように思いますが、その点についてはいかがでしょうか。</p> |

| | |
|------|---|
| 石井委員 | 確かに開隆堂は、単元が「なぜ何々なのだろう」という問いかけで始まることが多いです。児童が問題意識を持てるような工夫がされていると思います。 |
| 上野委員 | なぜ学ぶかを意識させるということは、学習指導要領でも大切な視点であると言われています。東京書籍は、単元が始まる時に自分の日常を振り返る場面を意図的に設定することで、学びの意義を児童に考えさせようとしているのではないかと思います。 |
| 蓮沼委員 | そうですね。東京書籍は、学ぶ意義を考えながら、主体的に学びつつ、社会で生きていくための技能をより具体的に、写真を見ながら学べるという点で、児童だけでなく教員にとっても使いやすいのではないかなと思います。 |
| 教育長 | <p>皆さんのご意見を伺っておりますと、社会で活用できる力を育む、わかりやすく具体的な指導ができる、学習のねらいを明示して児童が自主的に学びを進められるという視点から総合して考えて、東京書籍がふさわしいということで、いかがでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p> |
| 教育長 | <p>それでは、家庭科の教科用図書については、東京書籍といたします。次は保健です。</p> <p>保健の教科用図書は、東京書籍、大日本図書、文教社、光文書院、学研教育みらいの5社です。小学校の体育科保健領域においては、身近な生活における健康・安全に関する基礎的事項を3年生、4年生の2年間で8時間程度、5年生、6年生の2年間で16時間程度配当して学習することとなっております。</p> <p>それでは、審議をお願いいたします。</p> |
| 古巻委員 | 保健の学習を通しまして、身近な生活の中から自分の健康について理解し、実際の生活につなげていけるようにしたいなと思います。どの教科書も「調べてみよう」「話し合ってみよう」「まとめる」「深める」「伝える」など、児童が大事な健康について考え、学級での話し合いを通して学びを深めていけるような工夫がなされていると思います。 |

| | |
|---------|--|
| 蓮 沼 委 員 | 文教社は、「新しい自分にレベルアップ」と題して児童の実践を促しています。單元ごとのまとめ、振り返りのページも、各社工夫を凝らしていると思います。 |
| 古 卷 委 員 | 本当に甲乙つけがたいのですけれども、東京書籍は、各章の目的がフローチャートのように示されていて、どのような学びを積み重ねていくのかがわかりやすくいいと思います。また大日本図書は、表紙のイラストが工夫されていて、児童が保健の学習全体に興味を持つきっかけになっていると思います。 |
| 上 野 委 員 | 私は、文字の並びに注目しました。東京書籍と大日本図書は、文を改行する際の区切りがよく意識されていて読みやすいと感じました。 |
| 石 井 委 員 | 保健では、体と心を科学的な視点で捉えることが重要だと思います。その点では、学研教育みらいは随所に「かがくの目」というコーナーが設けられております。東京書籍は、各單元末にある資料が充実しております。医療についての知識や科学的な視点が図でまとめられているのがよいと思います。 |
| 教 育 長 | 私は、がんや喫煙の害についての内容に注目をいたしました。がんについての予防的な知識や喫煙の怖さについて、未来のある児童たちにわかってもらいたいと思っております。本区は、がん予防教育にも力を入れております。その点につきまして、ご意見いかがでしょうか。 |
| 上 野 委 員 | がんと喫煙の害については、どの教科用図書も5・6年生で取り扱われていますね。特に東京書籍、光文書院、学研教育みらいは、発展的な取扱いの中で、がんについてさらに詳しく説明がなされていると思います。 |
| 蓮 沼 委 員 | 喫煙の害については、東京書籍が充実しています。有害物質や依存症に触れるなど、複数ページで扱っています。さらには、バス停の禁煙表示の例が、出ているわけですが、江戸川区のバス停が実際に掲載されています。これも児童の身近な生活における健康について振り返るよいきっかけともなるのではないのでしょうか。 |
| 教 育 長 | 皆様のご意見を伺いますと、健康を科学的な視点で学べることや、がん予防や喫煙の害についての記載が充実しているなどの視点から総合いたしま |

| | |
|----------------|--|
| <p>教 育 長</p> | <p>して、東京書籍がふさわしいということで、いかがでしょうか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p> <p>それでは、保健の教科用図書については、東京書籍といたします。 次に英語です。</p> <p>英語の教科用図書は、東京書籍、開隆堂、学校図書、三省堂、教育出版、光村図書、啓林館の7社です。学習指導要領では、外国語による言語活動を通して、コミュニケーションを図る基礎となる資質・能力を育成することが目標となっております。児童にとって外国語に親しめること、中でも特に、音声に慣れ親しむという視点が大切になってくるというふうに思っております。</p> <p>それでは、審議をよろしくお願いいたします。</p> |
| <p>石 井 委 員</p> | <p>慣れ親しむという視点では、やはり、ゲームや歌、また寸劇的な活動を取り入れていくということが小学生の発達段階には合っていると思います。</p> |
| <p>蓮 沼 委 員</p> | <p>おっしゃるとおりで、外国語に親しむという点では、やはり歌やゲームの取扱いが大切な視点になると思います。学校図書、啓林館は歌の数が多くて、開隆堂や光村図書はゲームの数が多いので、楽しんで外国語に慣れ親しむことができると思います。</p> |
| <p>古 卷 委 員</p> | <p>私も親しみやすさという点において、歌とかゲームを積極的に授業に取り入れることは大切だと思います。また、学習指導要領では、先ほど教育長がおっしゃられたように、コミュニケーションを重要視しています。東京書籍や三省堂は、話すことのやりとりの活動を多く取り入れているので、児童同士の活発なコミュニケーションが期待できると思います。</p> |
| <p>教 育 長</p> | <p>1対1でコミュニケーションを通して楽しみながら外国語に慣れ親しむという視点で、皆さんお考えです。上野委員はいかがでしょう。</p> |
| <p>上 野 委 員</p> | <p>小学生の気持ちになって、学びやすさという点で考えてみますと、東京書籍、教育出版、光村図書の3社に注目しています。特に東京書籍は、7社の中で唯一、2年間使用する別冊がありますが、この点は皆さんいかがでしょうかね。</p> |

| | |
|------|--|
| 石井委員 | 確かに、別冊は興味深く、私も注目しておりました。外国語が好きな子を育むために、学びやすさを内容がやさしいと考えまして、大人から見た場合に内容はやさしいと感じられるものが実はちょうどよいのではないかと思います。そう考えますと、東京書籍や開隆堂、啓林館はいかがでしょうか。 |
| 教育長 | 私も、やさしい内容で楽しく学習してほしいというふうに思いますけれども、学校だけではなく、家庭でも外国語に触れるきっかけとなる教科書がよいと思っております。家庭でも楽しく学べるとよいと思うのですけれども、その点いかがでしょうか。 |
| 蓮沼委員 | その点でも東京書籍の別冊「ピクチャー・ディクショナリー」は、とてもすばらしいなと感じました。教科書とリンクしていますし、使いたい単語を調べたいときや、学んだ単語や表現を復習したいときに活用できるものです。また、これは家庭学習での実際の活用も十分できるのではないかなと思います。 |
| 古巻委員 | 確かに、この別冊はいいと思いました。サイズが大きくてとても見やすいと。私も欲しいくらいです。東京書籍は、読むこと、あるいは書くことの活動を児童の立場に立って取り入れているのが大変印象的だと思います。 |
| 教育長 | ありがとうございます。今、児童の立場とのお話がありましたけれども、一方、教員の立場での、教えやすさという視点では、いかがでしょうか。 |
| 石井委員 | どの教科書も教員にとって指導しやすい教科書になっていると思います。その中で、東京書籍は、現在江戸川区の小学校で使っております「We can!」という教材に似た構成になっているように感じました。 |
| 上野委員 | 私もそのように感じています。 |
| 蓮沼委員 | 教員も児童も、既に使用している教材に近いということで、来年度からの学習にもスムーズに入っていけると思います。 |
| 教育長 | 皆様のご意見を伺いますと、コミュニケーション活動を中心として、やさしい内容で聞く、読む、話す、書くの活動をバランスよく取り入れている |

| | |
|--|---|
| | <p>点、学習のスムーズな移行が期待できるという点から総合して考えまして、東京書籍がふさわしいということで、いかがでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p> <p>教育長 それでは、英語の教科用図書については、東京書籍といたします。最後に、特別の教科道徳です。</p> <p>道徳の教科用図書は、東京書籍、学校図書、教育出版、光村図書、日本文教出版、光文書院、学研教育みらい、廣済堂あかつきの8社です。学習指導要領では、道徳的な諸価値についての理解を基に自己を見つめ、物事を多面的・多角的に考え、自己の生き方についての考えを深める学習を通して、道徳的な判断力、心情、実践的意欲と態度を育てることが目標となっています。</p> <p>それでは、審議をお願いいたします。</p> <p>古巻委員 特別の教科道徳の時間では、児童が教科書に載っている場面だとか、あるいは登場人物の行動、心情というものを中心に深く考えていくようにすることが重要となってくると思います。</p> <p>石井委員 その点では、学校図書、日本文教出版、廣済堂あかつきには、ノートの役割を持つ分冊があります。分冊には児童が自分の考えを記載する欄がありまして、考えをまとめ議論の材料とすることができるようになっております。</p> <p>蓮沼委員 分冊は一つ一つのことを深く考えていく活動にはとてもよいのではないかなと思います。しかし、教材の内容や教員がまとめていく黒板から目や心が離れてしまうことがあります。また、道徳の授業がどうしても書く作業中心になってしまうという懸念があります。</p> <p>古巻委員 確かに、お話を伺うと、書く分量が多くなると児童がゆっくりと考えられなくなることが逆に心配されると思います。</p> <p>上野委員 私は、教科用図書に分冊がない方が、授業に集中でき、深く考え議論することに時間を使うことができると考えます。道徳の学習を通して児童が深く考え議論する中で、普遍的な道徳観を育んでもらいたいと思います。</p> |
|--|---|

| | |
|---------|--|
| 教 育 長 | これまでの皆さんのお話から、分冊のない教科書の方が、よりよい学びができそうだというお考えということでしょうか。教科用図書ごとに示されている学習の流れについては、いかがでしょうか。 |
| 石 井 委 員 | 全ての教員にとってわかりやすいものである必要があると思います。本区では、若手教員も増えておりまして、何を児童に考えさせたらよいか明確であることが求められると思います。 |
| 蓮 沼 委 員 | 何を学ぶかという主題名が教材文が始まる前に明確に示されていると、教員のほうも視点を明確にして、子どもたちに考えさせたり議論させたりすることができるでしょうね。 |
| 古 卷 委 員 | 主題名が示されていない学校図書、学研教育みらい、廣済堂あかつきは、児童の多様な価値観を基にした議論を行うことが、逆に可能です。しかし、教員の力量によっては、児童の考えることが拡散して、果たして45分間の授業で学びを深めることがどこまでできるかが少し気になっておりますが、いかがでしょう。 |
| 上 野 委 員 | そういった点では、東京書籍、教育出版、光村図書、日本文教出版、光文書院には教材文が始まる前に主題名がはっきり示されており、児童にとってわかりやすいのではないかと思います。 |
| 古 卷 委 員 | 教育出版と光村図書ですけれども、両社とも見通しだとか振り返りといった学習の流れもわかりやすい。單元ごとの発問について2社を比較してみますと、光村図書の場合は、「考えよう」の後に「話し合おう」になっている。教育出版のほうは、「考えよう」の後に「深めよう」となっています。この学習活動の進め方について、上野委員は、いかが思われますか。 |
| 上 野 委 員 | 私が思いますのは、いわゆる普遍的な道德観や倫理観というものは、「相手の立場に立って考え、相手が喜ぶように、相手のためになるようなことを率先垂範すること」と同時に、「自分が他人からしてもらいたくないことは自分も他人にしてはならないということ」、これを実践することで身に付いていくものだと感じます。ですから、道德の学習を通して普遍的な道德観について考えたり話し合ったりしたことから、自分の考えを深めていくことが最も大切なことであると思います。例えば、授業において思いやりだとか、あるい |

| | |
|---------|--|
| | <p>はいじめについて扱ったときも、表面的な言葉や行動ではなくて、本当の思いやりについて深く考え、感動するということが最も大切だと思います。</p> |
| 教 育 長 | <p>やはり、道徳の授業においては自分の考えを深めていくということが大切なようであります。それでは、今、お話がありましたが、いじめの問題につきまして、その扱いはどうでしょうか。</p> |
| 古 卷 委 員 | <p>特別の教科道徳として、道徳が教科になったという背景には、いじめの問題があります。これに対応できる力を育てることはとても重要だと思います。この点については、どの教科書も扱っていて、よろしいのではないかと思います。</p> |
| 石 井 委 員 | <p>その中でも、光村図書はいじめ防止についてとても丁寧に扱っている印象で、いじめを許さないということが明確に示されていると感じました。そもそも、光村図書は人との関わり全体について大事に扱っているように思います。</p> |
| 上 野 委 員 | <p>私は、教育出版でもいじめ防止については十分に触れられていると思います。</p> |
| 教 育 長 | <p>どの教科書も、いじめにつきましては丁寧に扱われているというご意見のようであります。それでは、教科書にある教材の内容について、いかがでしょうか。</p> |
| 蓮 沼 委 員 | <p>教育出版も光村図書も、取り上げている教材はどちらも素晴らしいのですが、児童に訴えかけ、「自分なら」、「自分たちなら」と置きかえることのできる資料のある教育出版の方が、私は教員にも児童にもよいと考えます。</p> |
| 上 野 委 員 | <p>教育出版には歴史上の人物や、深く感動し親しみを覚える物語が多く掲載されています。その背景に、宇宙観、世界観、生命観、人間観、あるいは社会観というものを感じ取ることができると思います。また、篠崎の祭りが取り上げられていますよね。江戸川区内のことが掲載されているというのも児童にとっては誇らしいことではないでしょうか。</p> |
| 教 育 長 | <p>皆様のご意見を伺いますと、児童が深く考え議論していく中で、より道</p> |

| | |
|--------------|---|
| <p>教 育 長</p> | <p>徳性を深めることのできる条件が整っているという点から、教育出版がふさわしいということで、いかがでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p> <p>それでは、道徳の教科用図書につきましては、教育出版といたします。以上で、令和2年度から使用する小学校教科用図書の採択を終了いたします。</p> <p>次の議題に移りますが、はじめにお諮りします。</p> <p>第34号議案、幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部改正について、第35号議案、幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正について、第36号議案、江戸川区立幼稚園使用条例の一部改正について及び第37号議案、江戸川区立学校設置条例の一部改正についての各議案は、政策形成過程の案件であることから、江戸川区教育委員会会議規則、第13条に定める秘密会により審議したいと思いますが、この発議に賛成の方は挙手をお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">〔賛成者挙手〕</p> |
| <p>教 育 長</p> | <p>賛成多数と認めます。これより会議は秘密会となります。</p> <p>なお、第34号から第37号までの各議案については、区議会に上程された後に議事録の公開を可能とします。</p> <p>それでは、傍聴の方はご退出をお願いいたします。なお、秘密会終了後の再入室は可能となります。</p> <p style="text-align: center;">〔傍聴人退室〕</p> |
| <p>教 育 長</p> | <p style="text-align: center;">〔秘密会：区議会に上程されたため公開〕</p> <p>それでは、第34号議案、幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題とします。</p> <p>事務局から説明をお願いします。</p> |

| | |
|------------------------------------|--|
| 柴田教育推進 課長事務取扱 教育委員会事 務局参事 | <p>第34号、第35号、第36号及び第37号につきましては、令和元年の第2回区議会定例会に提出する議案でございます。この4件について私からまとめて説明をさせていただきます。</p> <p>まず最初に、第34号議案、幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部改正についてでございます。</p> <p>お手元には新旧対照表、裏表で4ページにわたってお配りしております。</p> <p>今回の条例の改正につきましては、まず地方公務員法の改正が行われまして、成年被後見人及び被保佐人の人権が尊重され、不当に差別をされないようにということで、これまで欠格条項ということで挙げられていた成年被後見人等が削除されたということが1点。</p> <p>もう一点は、会計年度任用職員制度に関連する地方公務員法の改正に伴いまして、改正するものでございます。</p> <p>右側が旧、これまでの現行のものでございます。第27条でお示ししている、「若しくは地方公務員法第16条第1号に該当して、同法第28条第4項の規定により失職し」とございますが、この条文は、先ほど申し上げました成年被後見人及び被保佐人を示すものでございます。この部分を削除することになります。ここは期末手当の支給にかかわる記載でございまして、次のページ、2ページ目、第28条で期末手当の基準日についての記載がされております。「次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当は支給しない」というところで、これまでは、先ほど申し上げた成年被後見人等が除かれたものでしたけれども、これが削除されております。</p> <p>3ページ目、こちらにつきましても同様に、こちらは勤勉手当の支給にかかわる記載でございまして、同様に削除をされております。</p> <p>そして、4ページ目をごらんいただきたいのですが、こちら第32条に新たに規定をされたものです。昇給についての適用除外ということでございまして、第32条の3、第7条第2項から第5項までの規定は、臨時的に任用される職員には適用しないということでございます。人事制度が大きく変わりました、国家公務員、地方公務員ともに、これまでは特別職の非常勤、それから臨時的任用というような職員のくくりになっておりましたけれども、今度は会計年度任用制度が導入されました。常勤によらない非常勤職員及び臨時職員の雇用が非常に増えてきているという背景をもとに、これを会計年度、1年間の任用に切りかえると。あくまでも非常の職なのだということで、改正されております。これは国家公務員も地方公務員も同様の取扱いとなります。今回、区長部局で会計年度任用に関する条例が新たに設けられます。</p> |
|------------------------------------|--|

れども、その中でうたわれている臨時的任用の職員については、昇給はないというものを、ここで新たに規定するということでございます。

付則をごらんいただきたいと思います。施行期日でございますが、「この条例は、令和元年12月14日から施行する。ただし、第32条の2の次に1条を加える改正規定は、令和2年4月1日から施行する。」というものです。今申し上げました昇給についての適用除外、これは、会計年度任用が適用されます令和2年4月1日から施行というものでございます。

経過措置でございますけれども、「この条例の施行の日前に、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律によりまして」ということで、既に失職している人、先ほどの欠格条項により改正前に失職している人についての期末手当、それから勤勉手当の支給については、なお、従前の例による、というものでございます。12月14日から施行になりますけれども、それ以前に既にこの欠格条項により失職している人については、これまでどおりというような経過措置が規定されているというものでございます。

続いて、第35号議案、幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正についてでございます。

横判で新旧対照表をお配りしておりますが、これも先ほど申し上げたとおり、臨時的任用という職が4月からできます。これに伴いまして、その臨時的に任用された職員についての特別休暇を新たに規定するというものでございます。これまでの特別休暇というものが、このように「職員は」というような規定をされておりますが、4月1日からは臨時的任用職員というような職が置かれますので、ここで二つに分けております。左側の17条1をごらんいただきたいのですが、臨時的に任用された職員という規定が追加されております。2の方は、前号以外の職員ですので、これは臨時的ではない常勤の職員を指しております。これまで規定されていたものでございます。違いは、2番の一番下のところにありますリフレッシュ休暇です。これは、ある年齢に達したときに、2日ないし3日の休暇が与えられるというものでございます。臨時的任用職員については、その休暇がないという違いがございます。

付則でございますが、この条例については、令和2年4月1日から施行するというものでございます。

続きまして、第36号議案、江戸川区立幼稚園使用条例の一部改正についてでございます。

新旧対照表を1枚、裏表でおつけいたしました。

こちらにつきましては、今回の子ども・子育て支援法及び政令の改正を受けまして、幼児教育の無償化に伴いまして、区立幼稚園の入園料、それから保育料を無償とする、ゼロ円にするという規定の改正でございます。

右側が現行のものでございまして、幼稚園の入園料及び保育料は、次のとおりということで、1,000円の入園料、そして月額3,000円の保育料と書いてございますが、この部分が第2条で「ゼロ」という表記になります。

そして、第2項でございまして、ここは文言整理で、教育委員会規則の前に「江戸川区」と追加をいたしまして、この号で申し上げているのは、通常の幼稚園の教育時間外に行う教育活動の保育料。預かり保育ですね。午後から通常の教育課程以外の預かりをしている部分、教育をしている部分、この保育料として月額4,000円を限度として定める額とするということで、記載をさせていただいております。

旧の第3条をごらんいただきますと、入園料、それから保育料についての減額免除の規定がございまして、こちらがゼロになりますので、削除となります。そして、新条例のほうでは、条ずれがおきまして、第3条として、この保育料については、毎月指定日までに納めなければならないというように記載してございます。

第4条では、第2条第2項の保育料について記載をしております。

続いて、規程の「程」が、旧の方は「定める」になっていましたけれども、こちらの「規程」のほうに変えさせていただくというものでございます。それから、あとは条ずれ。

裏面、付則でございまして。施行期日、「この条例は、公布の日から施行し、令和元年10月1日から適用する。」となります。無償化のスタートが10月1日ということによります。

経過措置といたしまして、「この条例による改正後の江戸川区立幼稚園使用条例の規定は、令和元年10月1日以後の入園に係る入園料及び同月以後の月分の保育料について適用し、同日前の入園に係る入園料及び同月前の月分の保育料については、なお従前の例による。」とします。施行前に入園された方の保育料につきましては、従前のおりいただきますという経過措置でございます。

第36号議案については、以上でございます。

第37号議案、江戸川区立学校設置条例の一部改正についてでございます。

横判で新旧対照表をお示ししてございます。これは、今回、二之江小学校と二之江第三小学校の統合に伴いまして、設置条例を改正するというもので

| | |
|---------|--|
| | <p>ございます。</p> <p>旧のほうごらんいただきますと、二之江小学校の住所が江戸川六丁目4番地になっておりまして、新のほうをごらんいただきますと、二之江小学校の住所が二之江第三小学校の住所に変更され、二之江第三小学校を削除するというものでございます。</p> <p>付則にございますとおり、この条例は令和3年4月1日から施行するというものでございます。令和3年4月1日から二之江小学校と二之江第三小学校を統合して、そして、今の二之江第三小学校の校舎に、統合した二之江小学校が一旦移るという規定でございます。その間、二之江小学校の校舎を改築いたしまして、それが完成したときには、二之江小学校がそちらに戻ると、そういうことを今後、予定しています。また、そのときには、この設置条例の住所地が変更になるかと思いますが、今回はその統合についての記載でございます。</p> <p>説明は以上でございます。</p> |
| 教 育 長 | <p>それでは、第34号から第37号までの説明がありました各議案について、質問、意見はございますか。</p> |
| 上 野 委 員 | <p>最後の件についていいですか。二之江小学校に統合されて、また校舎ができたら戻ると。その後の二之江第三小学校の校舎はどうなるのですか。</p> |
| 教育推進課長 | <p>そちらは、空いた状態になりますので、これは教育財産から、一旦、区の財産に戻すと。</p> |
| 上 野 委 員 | <p>では、建ったまま空いているという。</p> |
| 教育推進課長 | <p>その間、次の使い方が検討されると思います。</p> |
| 石 井 委 員 | <p>34号議案についてお伺いしたいのですが、まず、今、臨時職員という方はいらっしゃるのでしょうか。</p> |
| 教育推進課長 | <p>臨時職員につきましては、教育委員会では、すすくすくスクールにもいます。それから、学校にも事務補助の臨時職員がおります。</p> |
| 石 井 委 員 | <p>いらっしゃるわけですね。</p> |

| | |
|--------|--|
| 教育推進課長 | 多くいらっしゃいます。 |
| 石井委員 | では、4ページの新の32条の3、昇給についての適用除外なのですけれども、これは不利益条項になってくるように思うのですが、いかがでしょうか。聞きたいことは、これまで昇給があったであろう人たちに対して、昇給はなくしますよというようなことのように理解できるのですが、その理解は間違っていますでしょうか。 |
| 教育推進課長 | これまで、臨時職員、非常勤職員につきましては、こうした昇給はございませんでした。これまでもなかったのですが、この臨時的任用という職が、今回、制度として加わりましたので、あえてここで「昇給はない」という記載を新たにすると、そういう考え方です。 |
| 石井委員 | それは、こういうことでしょうか。1年ごとで雇っていくということなので、臨時職員から正職員になる5年間とか、そういう期間がありますよね。そういうことには合致していかないということで。今、世の中で動いていることって、大学でもそうなのですけれど、5年間過ぎたならば正職員にしないといけないから、雇い止めしますよ、というようなことで。その意味では、雇い止めはありませんよ、といういいシステムのようにも思えるのですけれども、裏を返せば、「いや、あなたはこの給料のまま働いてくださいね」というところも出てしまうので、そうしたことでお聞きしたいのですけど。では、この臨時職員の給料というのは、ずっと同じなのでしょうか。どこかで年齢的なことが考慮されて、給与体系が別途定められているという、そんなことがあるのでしょうか。 |
| 教育推進課長 | これまでを申し上げますと、臨時職員、それから非常勤職員につきましては、規則で規定をしております。臨時職員につきましては、給与体系としては時給でございます。変わるとすれば、最低賃金法によりまして単価が上がるということがございました。委員おっしゃるとおり、雇い止めではありませんが、これまでは6カ月を超えて更新はできないというのが臨時職員ですので、ただ、再度任用することは構わないということですので、これまで6カ月任用すると、一旦、1カ月あけて任用されてきました。それは、今、国がそういった職が公務の中で多くなってきていることを是正しようという考え方で、この会計年度任用というふうに変わってきました。ですので、その |

| | |
|--------|---|
| | <p>職が真に必要なであれば、常勤を雇用するべきだというのが原則です。とはいえ、臨時的な職務がある場合には、臨時的な任用を認めます。また、会計年度任用職員については、1年間、会計年度で任用できます。更新もできますが4回までです。同じく5年です。そのときには、今度は公務員として任用しますので、公募をし、それから採用選考もやって、会計年度任用は、任用するというふうになりました。これまでの非常勤とは違いますね。ただし、5年継続して任用したときには、改めて公募をなさいという、そういう制度でございます。更新はできます。ただし、公募をして、改めて任用する。任用の際には、面接、それから選考を行う。そういうふうになります。</p> |
| 石井委員 | <p>すぐれた方をできるだけ正職員に上げていただくような方向で動いていただければと思います。</p> |
| 上野委員 | <p>要するに、もし実質的に上がるとすれば、最低賃金法の改正ですね。</p> |
| 教育推進課長 | <p>それを受けて、それぞれ各自治体で改定するということになります。会計年度任用はこれからですけれども、制度的には常勤職員の給料表によるということになりましたので、基本的には現在の賃金に対して号給で一番近い、直近の上位の報酬で決定することになります。また、会計年度任用になりますと、期末手当の支給対象にもなりますし、休暇等もこれまでよりは条件がよくなります。</p> |
| 古巻委員 | <p>これは確認ですけども、休暇なのですが、これは事前申請、事前承認ということが基本ですね。例えば、緊急、やむを得ない場合、育児問題でもって急遽休んで、あとから事後申請とか、そういうことはかなうのでしょうか。</p> |
| 教育推進課長 | <p>原則は事前です。</p> |
| 古巻委員 | <p>事前ということで、事後は認めないと。</p> |
| 教育推進課長 | <p>運用の中にもありますけども、休暇の申請というものは、そう考えています。</p> |
| 古巻委員 | <p>わかりました。すみません。</p> |

| | |
|--------|---|
| 教 育 長 | <p>他によろしいでしょうか。</p> <p>〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p> |
| 教 育 長 | <p>なければ、第34号から第37号までの各議案は、原案のとおり決定ということによろしいでしょうか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p> |
| 教 育 長 | <p>それでは、このとおり決定をいたします。</p> <p>秘密会はここまでとなります。</p> <p>傍聴人の再入室を認めます。</p> <p>〔秘密会終了〕</p> |
| 教 育 長 | <p>続いて、日程第3、教育関係事務報告にまいります。</p> <p>はじめに、江戸川区立学校の教育職員の勤務時間の上限に関する方針についての報告をお願いいたします。</p> |
| 教育推進課長 | <p>江戸川区立学校の教育職員の勤務時間の上限に関する方針についてでございます。</p> <p>こちら、資料2枚にわたってお配りしてございます。</p> <p>趣旨に書いてございますけれども、昨年度来、働き方改革ということで、改革プランを策定して進めてまいりましたけれども、2段落目にございます、文部科学省は、平成31年1月に「学校における働き方改革」の総合的な方策の一環として、いわゆる「超勤4項目」以外、教職員については、給特法で超勤4項目ということを示されていますけれども、それ以外の業務への対応を視野に入れて、「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」を策定しました。ガイドラインでは、服務監督権者である各教育委員会に対して、そのガイドラインを参考に所管内の公立学校の教育職員の勤務時間の上限に関する方針等を策定すること、及びその実施状況を把握した上で必要な取組み、検証を行うことを求めています。</p> <p>つきましては、江戸川区教育委員会でも、この文部科学省のガイドラインを踏まえて、「江戸川区立学校の教育職員の勤務時間の上限に関する方針」を策定し、原則を示すとともに、「学校における働き方改革プラン」とあわせた</p> |

取組みを一層促進し、当面の目標である「いわゆる過労死ライン」を超える教育職員の解消と、さらなる業務の適正化や勤務環境の改善を進めていくものであるということでございます。

この方針の対象者でございますけれども、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法、給特法第2条に規定する義務教育諸学校等の教育職員のうち、区立学校に勤務する教育職員を対象とするということでございます。

なお、給特法の対象となっていない一般事務、栄養士、調理、用務については、法定労働時間を超えて勤務させる場合には、いわゆる「36協定」を締結する中で働き方改革推進法に定める時間外労働の規制が適用されるものであります、ということでございます。

勤務時間の上限の目安でございますけれども、勤務時間の考え方でございますが、長時間勤務の実態を踏まえて適切な勤務時間の管理のために労働基準法、労働安全衛生法及び条例、規則等では対象とならない、教育職員のいわゆる「超勤4項目」以外の業務のための時間についても、「在校等時間」として、本方針において対象となる「勤務時間」とする、というものでございます。

勤務時間では、労働基準法上の時間を言っておりますけれども、教育職員は労働基準法が適用されない身分でございますので、それで、在校等時間という考え方が、今回、文部科学省から示されたものでございます。

(2) 番に在校等時間の考え方がございますけれども、在校等時間とは、在校時間に校外での勤務の時間（職務として行う研修や児童・生徒等の引率等の職務に従事している時間）を加えた時間から、休憩時間及び業務外の時間（校内において自発的に行う自己研さん等の時間）を除いた時間とするということでございます。

上限の目安としては、1カ月の在校等時間の総時間から学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例等で定められた正規の勤務時間の総時間を減じた時間が、45時間を超えないようにすることでございます。1年間では、360時間を超えないようにすることでございます。

これは、労働基準法、労働安全衛生法でも同じ基準が示されましたので、これに横引きになっている時間であるというふうに思います。

特例的な扱いとして、上記の(3)を原則としつつも、児童・生徒等に係る臨時的な特別の事情により勤務せざるを得ない場合についても、次のとおりとすると。1年間の定時外在校等時間が、720時間を超えないようにすること。この場合においても、1カ月の定時外在校等時間が45時間を超え

る月は、1年間に6月までにすること。②番、1カ月の定時外在校等時間が100時間未満であるとともに、連続する複数月（2カ月、3カ月、4カ月、5カ月、6カ月）のそれぞれの期間について、各月の定時外在校等時間の1カ月当たりの平均が、80時間を超えないようにすることというふうになります。

在校等時間の把握につきましては、今、出退勤管理のシステムを導入したところでございまして、これを2学期から運用を始めたところでございます。このシステムをもって把握をするということでございます。

労働法制の遵守及び教育職員の健康確保等については、教育委員会及び校長は、休憩時間や休日の確保等に係る労働法制を遵守するとともに、年次有給休暇等の休日についてまとまった日数連続して取得することを含めてその取得を促進すること。また、教育職員の健康及び福祉を確保するため、一定時間を超えた教育職員への医師による面接指導を実施すること。必要に応じて、産業医等の助言・指導を受け、また教育職員に産業医等による保健指導を受けさせるということでございます。それから、その相談窓口を設置すること等に留意しなければならない、ということ規定を本区の方針ということで、今回、策定させていただくというものでございます。

既に、東京都教育委員会も方針を策定しており、それぞれの教育委員会で策定することになりましたので、これまで校長会等にも内容等を提案してきましたが、ここで策定させていただき、今日、ご報告した上で公表するという事にさせていただければと思っております。

説明は以上でございます。

教 育 長

ただいまの事項について、何かご質問、ご意見ございますでしょうか。

石 井 委 員

単純な言葉遣いの事柄で、2ページの4番、在校等時間の把握のところ、最後の文章なのですけれども、「区教育委員会は各学校の在校等時間を把握すること」となっていますけれども、これは、むしろ「区教育委員会は各学校の教育職員の在校等時間」の方がいいのではないのでしょうか。

教育推進課長

確かに、上も教育職員だけになっておりますので。わかりました。

教 育 長

他にはいかがでしょう。

古 卷 委 員

これは特に江戸川区に特化した言い方とかというか、そういう通知じゃな

| | |
|---------|---|
| 教育推進課長 | <p>いのですね。基本的には東京都の内容ですね。</p> <p>まず、文部科学省からガイドラインが示されまして、それをもとに方針を出しなさいということで、先に東京都の教育委員会が都立学校の教育職員の勤務時間の上限に関する方針というものを策定しております。これを参考に各区市町村も作りなさいということで、東京都から通知が来ておりまして、それを基本に作らせていただいたということです。</p> |
| 古 卷 委 員 | <p>ということは、都から示された基準みたいなものを超えないということですね。</p> |
| 教育推進課長 | <p>これは、目安というふうに書いてありまして、特例的なものではこうやって書かれていますけれども、労働基準法ですと民間事業者は罰則規定がありますが、こちらはそこまではいかないのです。ただ、やはり時間外勤務という概念が、超勤4項目という、教員独特の制度がございますので、そこまではまだ踏み込んでいないという、今の状態でございます。</p> |
| 古 卷 委 員 | <p>現場では、実際問題、幅をもった捉え方が、現実の問題としてはあり得るということですね。</p> |
| 教育推進課長 | <p>実は、昨年策定しました改革プランは、あの時点では、まだ労働基準法が改正されていないということで、東京都も在校時間が週60時間を超えないようにするということでした。週60時間の在校時間を超えないようにすることは、1週間当たり20時間の時間外になります。1カ月にすると80時間になります。80時間の時間外というのは、過労死ラインということで、厚労省が定めた数字でしたので、最低ラインを策定しておりました。東京都もそれで策定しておりましたが、その後、労働基準法の改正があり、文科省からこの上限が示され、それにのっとり都教委も上限を示し、本区もこれを策定したという流れでございます。より厳しくなりました。</p> |
| 上 野 委 員 | <p>2ページの在校等時間というのは、今回、初めてできたものでしょう。2ページの(2)のところに、在校等時間について規定しているというのが、最後のところですけども、何々を加えた時間から何々を除いた時間。加えた時間まではわかるのですが、除いた時間。除くというのは両方で普通は一致しないことがあるじゃないですか。その辺は大丈夫なのですかね。どうし</p> |

| | |
|--------|--|
| | <p>でも、雇い主等でこれは除くというと、余り除かれたくないわけですよ。この辺の定義、言葉ではわかるのだけど、実際に運用上どうなのですか。</p> |
| 教育推進課長 | <p>本来は、休憩時間というのは、法律では勤務時間の中で取らなくてはいけないという原則があるのですが、なかなか学校現場では厳しい状況もあります。給食の指導を昼休みもやっていますので、実際の割振りでは後ろで休憩時間をとっているのが実態であります。休憩時間を与えているということです。休憩時間を除き、それから、今回、初めて示されたのですけれど、自発的に行う自己研さんの時間も除くということになります。</p> |
| 上野委員 | <p>校内において自発的に行う自己研さん等の時間というのは、こっちが決めるのでしょうか。</p> |
| 教育推進課長 | <p>これは、本人の申告でございます。</p> |
| 上野委員 | <p>本人の言うとおりを聞くのですか。</p> |
| 教育推進課長 | <p>本人の申告です。管理職に対して申告をするということです。</p> |
| 上野委員 | <p>それなら、まあいいでしょう。</p> |
| 石井委員 | <p>そうすると、ある1時間に対して、私は一生懸命勉強するのだというふうには、一生懸命勉強しているのは在校等時間から除かれる。でも、例えば、生徒が何か問題を起こすと嫌だなと待機している。この時間は在校等時間に入る。これはいいのでしょうかね。</p> |
| 教育推進課長 | <p>非常に曖昧な表現かと思えますけども、一方で、教員の崇高な使命感のもとで行われる教育活動というものが大前提にうたわれておりますので、その上でということに。</p> |
| 石井委員 | <p>次の質問なのですが、趣旨の第2段落、終わりの方で、「把握した上で必要な取組み、検証を行うことを求めている」ということで、取組み、検証を行うことが求められているわけですよ。取組みについては、いろいろときちんと書かれていると思うのですが、じゃあ、この後でどういうふうには検証していくかということも、実はこの方針に入れ込んでおいたほうがいい</p> |

| | |
|--------|--|
| 教育推進課長 | <p>いのではないのでしょうか。そこら辺はどうお考えでしょうか。</p> <p>今回、具体的な検証については記載していませんが、3ページ目のところの6番、管理等の態様ということでございまして、総合的な方策の一環として実施され、他の長時間勤務是正の方策と併せて取り組まれるものであると記載しております。それから、7番目で学校における働き方改革の推進ということで、この方針の実施に当たっては、取組みを一層促進させて、維持向上に向けて云々ということでまとめさせていただいております。</p> <p>実は、文科省から求められている客観的に勤務時間を把握するシステムについては、2学期から運用を始めます。毎月、勤務時間や学校での平均の時間外など、そういったものを報告してもらうこととなります。それを検証しながら、5番の2段落目に書いてございます産業医の面談や指導についても別に規定をしながら実施していきます。もう既に長時間勤務の方々については、校長を通じて面談を勧奨したり、指導したりしております。そうした取組みをあわせて、例えば、100時間を超えた人を対象にすればいいのかとか、その部分がまだ整理し切れていない部分ですので、検証しながらどのように対応していくか、これから研究していきたいと思っております。</p> |
| 石井委員 | わかりました。ありがとうございます。 |
| 教育長 | <p>他によろしいでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p> |
| 教育長 | <p>なければ、ただいまの報告事項を了承いたします。</p> <p>次に、教育委員会後援名義の使用承認についての報告をお願いします。2件続けてをお願いします。</p> |
| 教育推進課長 | <p>教育推進課から2件、ご報告でございます。</p> <p>1件目、第54回江戸川区PTAコーラス交歓会、申請者は実行委員長でございます。教育委員会の後援名義、39回目となっております。</p> <p>事業目的・概要ですが、各学校の日ごろの活動の成果を発表し、互いに交流・親睦を深める。一般の方にも聞いていただくことで、地域との交流を図るということでございます。出演団体は14団体の予定でございます。</p> <p>令和元年11月4日、13時より総合文化センター小ホールにて一般区民</p> |

| | |
|---------|---|
| | <p>を対象に行われるものでございます。</p> <p>2件目でございます。第65回書初展覧会、申請者は小岩書道連盟理事長でございます。64回目の教育委員会の後援名義の申請でございます。</p> <p>事業目的でございますが、書道の振興を図り、もって情操と文化の向上・発展に資することを目的とします。参考までに、昨年度の出品は、一般高校生以上が110名、教育部の中学生以下が518名でございます。</p> <p>実施日時は、令和2年2月29日（土）から3月1日（日）、小岩アーバンプラザにおいて一般区民を対象に開催されます。出品料といたしまして、一般の部が3,500円、教育の部が800円。入館・入場は無料となっております。</p> <p>教育委員会賞としての賞状を提供するものでございます。</p> <p>お手元には、それぞれの企画書、昨年のチラシをおつけしてございます。それから、書初展覧会につきましては、作品募集規定ということで、写しをお配りしてございます。それから、出品料ということもありますので、予算書もあわせてお手元にお配りしました。</p> <p>説明は以上でございます。</p> |
| 教 育 長 | ただいまの件について、何かご質問、ご意見いかがでしょうか。 |
| 石 井 委 員 | 使用申請一覧の上のほうなのですが、PTAコーラスの11月4日は振替休日ですよね。祝日ではないです。 |
| 教育推進課長 | 申しわけありません。振替休日ですね、祝日ではございません。 |
| 上 野 委 員 | 39回目と64回目とだいぶ長く実施されている事業ですが、実際の運営上、何か問題になったというか、今までもめたようなことはありますか。 |
| 教育推進課長 | 報告書もいただいており、教育長も当日、行っています。それから、PTAコーラス、私も毎回行っておりますけど、非常に楽しいです。先生方も、校長先生方も皆さんごらんになっていきます。PTAコーラスは、参加される団体さんが減ってきているという課題はございますけども、特に問題というような、トラブルといったことはございません。 |
| 石 井 委 員 | 書初展覧会について、区の後援があるということですが、会場を借りる費用はどのようになっていますか。 |

| | |
|--------|--|
| 教育推進課長 | <p>基本的には、今、後援の内容に会場使用料というのは、ほぼないです。昔から続いているところが、お願いしますというようなところで、少数あるぐらいです。</p> |
| 石井委員 | <p>お聞きしたいことは、区の後援であるからとって、会場費が無料になるということはないわけですね。</p> |
| 教育推進課長 | <p>ございません。</p> |
| 石井委員 | <p>わかりました。</p> |
| 教育長 | <p>よろしいでしょうか。他になければ、ただいまの報告事項を了承いたします。</p> <p>次に、全国大会及び東京都中学校吹奏楽コンクール出場結果についての報告をお願いします。</p> |
| 近津指導室長 | <p>それでは、私から全国大会及び東京都中学校吹奏楽コンクールの出場結果についてご報告申し上げます。</p> <p>お手元に2部プリントをお配りしてございます。</p> <p>まず、A3判の大きな横判の資料をごらんください。こちらは、まず上段が令和元年度の中学校体育連盟の関係の全国大会出場の種目並びに結果でございます。競技につきましては、水泳、陸上、ハンドボール、空手道とバスケットボールなどがございました。結果が右から2番目の欄にございます。このような結果でございました。それから、その他の全国大会ということで、これは小学生も含む形でのさまざまな競技団体の全国大会について、下段の表にまとめさせていただいております。ここにあるような種目につきまして、同じく右から2番目の結果、それから、備考欄にはさらに上部の大会等への該当選手の内定等々について記載をさせていただきました。</p> <p>まず、全国大会につきましては、こちら、以上でございます。</p> <p>続きまして、令和元年度東京都中学校吹奏楽コンクールにつきまして、その結果のご報告でございます。本大会の各部門、A組、B組、東日本大会の部門につきまして、記載のと通りの学校が出場し、一覧のような結果となっております。</p> <p>なお、東日本部門に出場いたしました鹿本中学校につきましては、東京都</p> |

| | |
|----------------|--|
| <p>教 育 長</p> | <p>の代表として10月12日、石川県で行われる東日本大会に出場するということが決まっております。</p> <p>ご報告は以上でございます。</p> <p>ありがとうございます。ただいまの件につきまして、何かご質問、ご意見ありますでしょうか。</p> |
| <p>蓮 沼 委 員</p> | <p>例年、全国大会に出場する、あるいはした子たちを集めて壮行会とか報告会とかやっていたのを、今年やらなかったような話も聞いたのですが、その辺に関しては、どのような経緯なのかお聞きしたい。</p> |
| <p>指 導 室 長</p> | <p>昨年度まで、夏と冬の段階で全国大会等出場した子たちに対して、区長部局の活動としまして、激励のほうをさせていただいていたところです。昨年の段階で、こちらの激励会につきましては、昨年度いっぱい終了するというので決定しておりましたので、今年から激励会につきましては、夏と冬ともなくなりました。</p> |
| <p>蓮 沼 委 員</p> | <p>要望なのですが、本年度はもう済んでしまいましたけども、例えば、来年度は、教育委員会が中心となって教育長から表彰受けるとか、指導室長から表彰を受ける機会を設けると、とても励みになると思います。なかなか全国に行くというのは大変なことだし、江戸川区の子どもたちは、いろいろな面で頑張っているんで、ぜひ区長部局と話をしてもらいながら教育委員会独自の表彰というか、報告というか、そういうのをやったら私はいいのではないかと思います。そして、そういったものを区民に知らせる、広報に載せるなど、考えていただければなと思います。ぜひ、よろしくお願いします。</p> <p>あと、吹奏楽のほうは、例年と比べて成績が振るっていないかなど。A組の金賞とか、もっといたような気がします。これは指導者の異動など小岩三中を含めて、影響がありますね。銀賞とっている東葛西中などもそうですけどね。働き方改革とも関連して難しいところではありますが、江戸川区にもそういった文化的な活動というのがありますので。鹿本中の東日本部門で全国大会出場というの、とてもすばらしいと思いますからね、いろいろアピールしていただければいいと思います。</p> |
| <p>古 卷 委 員</p> | <p>これ、大変すばらしい内容で結果だと思うのですが、吹奏楽、それから中体連のほうもそうなのですが、他区と比べると、どうなのでしょう。</p> |

| | |
|---------|--|
| 指 導 室 長 | 他区との比較は特に行ってはございません。 |
| 古 卷 委 員 | そうですか。どのぐらいの位置にあるのかなというのは少し気になります。 |
| 石 井 委 員 | これを23倍して考えていいのですかね。 |
| 上 野 委 員 | 23区ぐらいだったら出るでしょう。 |
| 蓮 沼 委 員 | 吹奏楽は例年、もう少しA組の金賞の報告とかありますね。あとは、スポーツにしても、基本的に学校でというより、水泳などはクラブチームとかスイミングスクールに行っているわけです。そこでの指導という形でやっているし。学校で純粋にというのは、陸上だとか、バスケットとか、ハンドボールとかですね。 |
| 指 導 室 長 | 今、蓮沼委員にご指摘いただいたとおり、水泳であったり、あるいは空手道であったりというのは、実は中体連の大会ですので、学校名で出場していますが、通常の活動は学校外でのスイミングスクールであったり、空手道の道場であったり、そういうところでの活動になっています。したがって、そういうところで活動しているお子さんが、中体連の大会に出場するに当たって、にわかに担当の教員がついて引率をして連れていくというような形での出場ということでございます。 |
| 蓮 沼 委 員 | 陸上では、このあと10月に支部対抗というのがあるのですね。東京都の支部対抗。江戸川区がいつも1位や2位をとっていますので、やっぱり陸上のレベルは東京都でもトップクラスです。純粋に学校で指導している子たちがほとんどだし、何人か清新JACってクラブチームの子もいますけども、江戸川区の陸上の指導体制がすばらしい。東京駅伝もそうですけども、江戸川区は強豪なので、いろいろマークされたりとか、研究されたりというのがあるのですよね。全国大会に出場した子も、今年陸上はちょっと数が少ないですが、去年は鹿骨中の子で、四種競技で全国3位になった子とかいたのですけどね。 |
| 古 卷 委 員 | 優秀な子でもこういう大会に出ないこともあり得ると。変な言い方ですけど。 |

| | |
|---------|--|
| 指 導 室 長 | <p>そういった大会、中体連主催の大会には出ないで、個人で世界大会に出場しているお子さんも中にはいらっしゃいます。</p> |
| 石 井 委 員 | <p>ローラースケートは、きっと、さっきの話と同じように、学校の部活動ではなくて個人的にということだとも思うのですが、この子は今度、スペインのバルセロナに内定ということですから、これは決定になったときに、さっきの話だと学校の先生が引率で行くのですか。</p> |
| 指 導 室 長 | <p>個人で水辺のスポーツガーデンで活動しているお子さんたちでございまして、学校を休んでチームとして出場するという形になります。</p> |
| 石 井 委 員 | <p>ということは、これは学校の部活動ではなくて、たまたまこの子がこの学校に通っているという情報であって、この先行くとしても、それはクラブチームのほうでというか、親が引率していく。そういう考えでよろしいですか。ありがとうございます。</p> |
| 上 野 委 員 | <p>こういう成績が客観的に出たら、励ますとかお祝いとか、やったほうがいいとは思いますがね。検討していただいて。</p> |
| 教 育 長 | <p>それでは、他になれば、ただいまの報告を了承いたします。 次に、しのぎき学校サポート教室の移転についての報告をお願いいたします。</p> |
| 教育研究所長 | <p>それでは、しのぎき学校サポート教室の移転につきまして、ご報告申し上げます。</p> <p>これまで、しのぎき学校サポート教室は、都営東篠崎アパートの敷地内にごございました。これが、この都営住宅の建て替え事業に伴いまして、公園整備等が行われるということから、ここの敷地から今般、共育プラザ南篠崎内に施設を移転いたしまして、学校サポート教室を開設いたしましたので、ご報告申し上げます。</p> <p>資料のほうをごらんください。これは学校サポート教室のリーフレットでございまして、地図にございまして、しのぎき学校サポート教室のところをございまして、南篠崎町、共育プラザ南篠崎内ということで、こちらに移して実施したということでございまして、先週19日に引っ越しをいたしました。</p> |

| | |
|-------|--|
| 教 育 長 | <p>て、昨日 26 日から子どもたちが通っている状況でございます。 ご報告は以上でございます。</p> <p>ただいまの件、何かご質問等はございますでしょうか。 よろしければ、ただいまの報告事項を了承いたします。 以上をもちまして、令和元年第 16 回教育委員会定例会を終了します。</p> <p>閉会時刻 午後 3 時 21 分</p> |
|-------|--|